

## 平成 27 年度 第 2 回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会

日時：平成 28 年 3 月 22 日（火） 15：00～18：00

場所：経済産業省 別館 3F 302 号各省庁共用会議室

配布資料：

資料 1 平成 27 年度動植物園等の公的機能推進方策のあり方について(案)

参考資料 1 第 1 回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会  
議事要旨

参考資料 2 平成 25、26 年度の検討経緯、結果概要

参考資料 3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する  
法律における譲渡規制

参考資料 4 表彰制度の概要

参考資料 5 認定基準の参考例

---

### 議事次第

開会

1. 挨拶
2. 動植物園等の公的機能推進方策のあり方について【資料 1】
3. その他

閉会

委員・オブザーバー・環境省・関連省庁・事務局（順不同・敬称略）：  
座長

小宮 輝之 （元上野動物園園長）

委員

打越 綾子 （成城大学法学部教授）  
上河原 献二 （滋賀県立大学環境科学部教授）  
木下 直之 （東京大学大学院人文社会系研究科教授）  
倉重 祐二 （新潟県立植物園副園長）  
南川 秀樹 （日本環境衛生センター理事長）  
山本 茂行 （富山市ファミリーパーク園長）  
米田 久美子 （自然環境研究センター研究主幹）

オブザーバー

荒井 一利 （日本動物園水族館協会）  
飯塚 克身 （日本植物園協会）

環境省

川上 毅 （環境省自然環境局総務課課長）  
清家 裕 （環境省自然環境局総務課課長補佐）  
中村 南 （環境省自然環境局総務課係長）  
奥田 直久 （環境省自然環境局野生生物課課長）  
中島 慶次 （環境省自然環境局野生生物課課長補佐）  
安田 直人 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長）  
三宅 悠介 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長補佐）  
登美 雄太 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室環境専門員）

関係省庁

田中 理子 （経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室）  
周東 直毅 （国土交通省都市局公園緑地・景観課国営公園維持係長）  
為近 雄一郎 （文部科学省生涯学習政策局社会教育課博物館振興係長）

事務局

株式会社プレック研究所

杉尾 大地 （株式会社プレック研究所 専務取締役）  
橋口 徹 （調査部門動物調査部）  
玉井 邦治 （動植物園設計・研究センター）  
村田 和彦 （調査部門動物調査部）  
土谷 由和 （調査部門動物調査部）  
権田 和司 （動植物園設計・研究センター）

平成 27 年度  
動植物園等の公的機能推進方策のあり方について（案）

2016 年 3 月

動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会

# 目次

1. 背景 .....	1
2. 検討の経緯 .....	1
3. 動植物園等の現状と主な課題 .....	2
(1) 現状 .....	2
(2) 法律上の課題 .....	2
(3) 運営上の課題 .....	2
4. 動植物園等の公的機能推進方策の検討に係る基本的な考え方等 .....	3
(1) 基本的な考え方 .....	3
(2) 検討の基本方針 .....	3
5. 動植物園等の公的機能の推進方策 .....	4
(1) 概要 .....	4
i. 対象施設の基本要件 .....	4
ii. 公的機能推進方策の方向性 .....	4
(2) 具体的な制度、支援 .....	5
6. 今後の課題と展望 .....	6

## 1. 背景

動物園、水族館、植物園、昆虫園等（以下、「動植物園等」という。）は、動植物を飼養栽培して、展示を行っている。動植物園等は、近年絶滅のおそれのある希少野生動植物の種の保存等の生物多様性の保全と、それに関連する環境教育、普及啓発の場として、我が国のみならず、国際的にも重要な役割を担うようになってきている。

一方、動植物園等を直接規定した法律は無く、博物館法に基づく登録制度の対象となっているものの、種の保存、環境教育等の公的機能を担う施設として位置づける法制度は存在せず、動植物園等の社会的な位置づけが明確になっていない。また、動物園、水族館に対しては適切な動物の生活環境を確保できない施設の存在が指摘され、適切な飼養への改善や動物福祉の充実を求める声も多い。

環境省では、平成 25 年度から、「動植物園等の公的機能推進方策のあり方検討会」を設置し、3 年間にわたり動植物園等の公的機能のうち、特に環境省として取り組むべき生物多様性の保全に係る機能の推進のあり方等について検討を進めてきた。

## 2. 検討の経緯

### 【平成 25 年度】

- ・ 関係機関のヒアリングを踏まえた動植物園等及びその公的機能の現状と課題の整理。
- ・ 動植物園等として望ましい園館のガイドラインの作成を課題として提起。

### 【平成 26 年度】

- ・ ヒアリングにおいて、多くの動植物園等で生物多様性の重要性を認識し、取組を行いたいという考えを持っているが、生物多様性に関する動植物園等の位置づけや支援策が無いことから事業がしにくいとの指摘。
- ・ 動植物園等が持つ公的機能のうち、生物多様性保全と密接に関連しつつ、支援策が少ない「種の保存」、「環境教育・普及啓発」に関する公的機能の推進を中心に検討。
- ・ 動植物園等の公的機能推進方策のあり方イメージを作成。

### 【平成 27 年度】

- ・ 公的機能推進方策のあり方イメージに基づき、推進方策の具体的な制度や支援策の内容について検討。
- ・ 今後の検討課題と展望を整理し、3 か年の検討内容を取りまとめ。

平成 25、26 年度の結果概要は【参考資料 2】参照

### 3. 動植物園等の現状と主な課題

平成 25、26 年度の検討の結果から明らかとなった現状と法律上、運営上等の主な課題は以下の通りである。このため、種の保存等の生物多様保全に関する動植物園等の公的機能が十分に発揮されていないことが、公的機能の推進方策のあり方を検討する上での課題である。

課題等の詳細は【表 6 - 1】参照

#### (1) 現状

動植物園等は、自治体、企業、大学などが設置主体となっており、設置目的は、社会教育施設、都市公園施設、娯楽施設として多様なものとなっている。特に動植物園等は地方自治体が設置した施設が多いが、入園料等の収入だけで運営されている施設は少なく、各自治体が整備費や運営費を負担している。

自治体や動植物園等によって種の保存、環境教育等に係る公的機能に関する認識や取組の違いが大きい。

#### (2) 法律上の課題

動植物園等の中には、博物館法における博物館又は博物館相当施設、また、都市公園法に基づく都市公園の施設として位置づけられているものがある。一方、種の保存をはじめとする生物多様性の保全、環境教育などの観点から公的機能を担う動植物園等の活動を推進するための法的な位置づけはない。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下、「種の保存法」という。）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下、「鳥獣保護管理法」という。）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下、「外来生物法」という。）、文化財保護法、植物防疫法等の各種手続きが煩雑である。

動物の愛護及び管理に関する法律（以下、「動物愛護管理法」という。）では、動物園とペットショップの扱いの区分が同じであり、適切ではないとの指摘がある。

#### (3) 運営上の課題

生物多様性保全の取組みは、国等の事業で実施する場合は実施期間が定められている、自治体によって取組方針が変わる等、継続性担保が困難である。また、種の保存に関する展示は必ずしも集客力が高くない。

種の保存や普及啓発に取り組む人材が不足しており、専門機関や他施設との協力体制等も不十分である。

展示施設設備の整備が困難であり、予算も不足している。

動物とのふれあいが動物福祉に反する、海外から動物を入手する場合、飼育環境基準が高いという指摘もある。

## 4. 動植物園等の公的機能推進方策の検討に係る基本的な考え方等

### (1) 基本的な考え方

動植物園等が有する公的機能には、生物多様性の保全に関する希少野生動植物の生息域外保全、傷病鳥獣の保護・飼養、外来生物の展示、環境教育・普及啓発等があるほか、園芸文化の継承、希少品種の保全、博物展示、動物愛護、レクリエーション、学術的研究等の生物多様性保全以外の公的機能も挙げられる。

動植物園等が果たしている社会的役割として、生物多様性保全以外の公的機能も重要であるが、本検討会は環境省が主催しており、環境省の政策分野である生物多様性の保全に関する公的機能の推進を中心に検討を進めることとした。

一部の動植物園等は、博物館法や都市公園法等で位置づけられているが、社会教育施設や公園施設としての位置付けであり、生物多様性保全に関する活動の位置付けは欠如している。一方、環境省のレッドリストには 3,596 種が絶滅危惧種として掲載されており、動植物園等が自主的に実施している生息域外保全等の取組は、希少野生動植物の保全等に大きく貢献している。また、動植物園等は、実際に動植物等と触れ合うことができる等、生物多様性の保全に関する効果的な環境教育・普及啓発が可能な施設である。

以上の背景及び3. 動植物園等の現状と課題を踏まえ、本検討会では、種の保存と環境教育・普及啓発に関する公的機能の推進を優先して、制度のあり方や具体的な支援策の検討を実施した。なお、種の保存や環境教育・普及啓発以外の公的機能に関しても、課題と今後の展望について整理した。

### (2) 検討の基本方針

上記の基本的な考え方を踏まえ、以下の基本方針に基づき検討を進めるものとした。

既設動植物園等が多数存在することを踏まえ、新たな業法は作らない（動植物園等の設置運営の免許化はしない）。

博物館法、都市公園法等と棲み分け、動植物園等における公的機能の推進という視点で考える。

動物園、水族館、植物園、昆虫園等の動植物を実際に飼養栽培している施設を対象とする。

動植物園等が有する公的機能のうち、生物多様性保全と密接に関連しつつ、支援策の少ない種の保存と環境教育、普及啓発を主な対象とする。

多くの動植物園等で生物多様性の重要性を認識し、取組を行いたいと考えているが、生物多様性に関する動植物園等の位置づけや支援策が無いことから、一定の基準を満たしたものについて認定等を行い、インセンティブ（規制緩和、補助金等）を与える。本検討で解決されない事項は、今後の課題と展望として整理する。

## 5. 動植物園等の公的機能の推進方策

### (1) 概要

生物多様性保全に関する動植物園等の公的機能を明確化するとともに、社会的な認知度を向上させることにより、動植物園等が実施する生物多様性保全の取組みをより一層促進させるため、種の保存法の改正等により、位置づけを与える。また、生物多様性保全に関して、一定の基準を満たした取組みを行っている動植物園等に対して、種の保存法の規制運用の見直しや各種支援を講じる。

#### i. 対象施設の基本要件

- a. 生物多様性保全の推進に資する活動として、希少野生動植物の保全に係る取組（生息域外保全、研究等）や環境教育・普及啓発を行う施設であること。
- b. 動植物を実際に飼養栽培している施設で、規模、内容、専門家の有無、活動の安定性等が適切であること。

#### ii. 公的機能推進方策の方向性

- a. 位置づけと規制運用見直し：種の保存法において、種の保存等の取組みにおいて一定の基準を満たした施設を「認定動植物園等（仮称）」に認定し、譲渡規制を適用除外とする。
- b. 支援施策：認定動植物園等（仮称）に財政的な支援等の実施を検討する。また、生物多様性保全に資する取組を適切に行っている施設に対しても、支援施策を展開する。

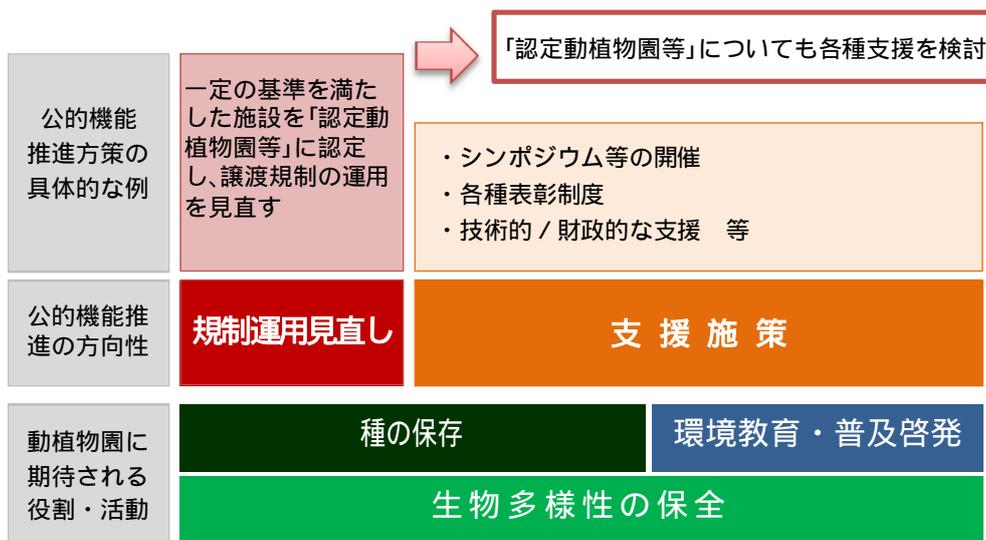


図 5-1 推進方策の仕組みのイメージ

## (2) 具体的な制度、支援

動植物園等の公的機能の推進方策として、当面、以下の項目について優先的に検討・取組みを進める必要がある。なお、種の保存法の改正内容等については、今後の検討状況により変更があり得る。

種の保存に関する動植物園等の公的機能を明確化するとともに、社会的な認知度を向上させることにより、動植物園等が実施する生物多様性保全の取組みをより一層促進させるため、種の保存法を見直し、「認定動植物園制度（仮称）」を創設する。また、動植物園等の責務規定を追加する。なお、認定動植物園等（仮称）については、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の譲渡規制を適用除外とする。

種の保存に関する動植物園等の公的機能の推進を適切に支援することにより、動植物園等が実施する生物多様性保全の取組みをより一層促進させるため、認定動植物園等（仮称）などが実施する国内希少野生動植物種の生息域外保全や、押収された希少野生動植物種の飼養栽培等に対して、財政的な支援等の実施を検討する。また、生息域外保全等の取組の一層の技術向上等に資するため、各種情報の提供や専門家を含めた連携体制の構築等を行う。

生物多様性保全に関する動植物園等の公的機能を明確化するとともに、社会的な認知度を向上させることにより、動植物園等が実施する生物多様性保全の取組みをより一層促進させるため、環境省が実施している「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰、愛鳥週間野生生物保護功労者表彰等を今後はより一層積極的に活用し、表彰を行う。なお、認定動植物園等（仮称）を始め、種の保存及び環境教育・普及啓発等に関して、特に望ましい取組を実施している動植物園等を対象とする。

生物多様性保全に関する動植物園等の公的機能を積極的に広報することにより、動植物園等が実施する生物多様性保全の取組みをより一層促進させるため、イベントやシンポジウム等を開催する。また、認定動植物園等（仮称）を始めとする動植物園等の取組に関する優良事例を収集し広く紹介する。

## 6. 今後の課題と展望

平成 26 年度において、動植物園等公的機能推進における課題と施策を整理している。これらの課題に対する今後の課題・展望も含めて、表 6-1 に改めて整理した。

5.(2) 具体的な制度、支援に示した、当面の取組みでは対応が不十分と考えられる課題と今後の展望の概要については以下の通りである。

### 種の保存等に関する公的機能の更なる推進

- ・認定動植物園制度(仮称)の創設や、財政的な支援等を実施することにより、生物多様性保全活動の位置付けや人材・予算の確保に対する支援等の課題については対応することを予定しているが、今後、さらなる取組みの必要性について検討する。

### 自然環境局の所掌する他法令での扱いに関する検討

- ・特定外来生物の飼養・栽培等に当たっては、特定飼養等施設内で適切に行われていなければ、逸出のおそれがあるため、手続き緩和・省略は困難だが、引き続き迅速な審査を行うよう努める。なお、動植物園等が行う環境教育・普及啓発の取組みは効果的であるため、今後の普及啓発については、動植物園等と連携した取組みの推進を検討する。
- ・動物愛護管理法では、動物園とペットショップの扱いの区分が同じであり、適切ではないとの指摘がある。また、動物とのふれあいが動物福祉に反する、海外から動物を入手する場合、飼育環境基準が高いという指摘もある。今後、必要に応じて動物愛護管理行政の中で対応を検討する。

### 関係省庁の所掌する制度との連携・調整に関する検討

- ・文化財保護法及び水産資源保護法等の関係省庁が所管する法律の手続きについては、今後、必要に応じて関係省庁との調整を検討する。また、ワシントン条約においては、登録された科学施設間において、一定の要件を満たした標本の移動手続きが免除できるという例外措置が規定されているが、我が国では未だに導入されていないため、今後、必要に応じて関係省庁との調整を検討する。

表 6-1 平成 26 年度までに整理された動植物園等の公的機能推進における課題と施策に対する当面の取組み案と今後の課題・展望(1)

公的機能推進における課題		公的機能の推進方策	
課題	関連する法律	当面の取組み案	今後の課題・展望
<p><b>【生物多様性保全活動の位置づけの欠如】</b> 種の保存に関する取組みは動植物園等の役割としての法的根拠がないため、税金を用いる合理的な説明が困難である。 種の保存に関する取組みは実績が上がるのに時間を要するため、指定管理者制度の業務提案の中に位置づけにくい。 植物園は植物多様性保全拠点ネットワークを形成し、新宿御苑を種子保存施設として位置づけている。しかし、環境省所管の国民公園である新宿御苑がかかる機能を有することを理解していない園も多い。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> <li>（公社）日本動物園水族館協会及び（公社）日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> <li>既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> </ul>	-
<p><b>【継続性担保が困難】</b> 種の保存に関する取組みを国・JICA 等の事業で実施する場合、実施期間が定められている。希少種の飼養・栽培・繁殖（遺伝的多様性を考慮した保険個体群の維持）の継続性が担保できない。 設置主体の自治体の首長（民間なら社長）によって生物多様性保全への取組み方針が変更となる事例がある。さらに、事業そのものの存続が危ぶまれることが起こり得る。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> <li>（公社）日本動物園水族館協会及び（公社）日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> <li>既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> <li>技術的 / 財政的な支援の実施。</li> </ul>	・更なる取組みの必要性について検討。
<p><b>【研究の位置づけがない】</b> 地方自治体が飼養・栽培・繁殖技術等に関する研究を実施する法的根拠がない。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> <li>（公社）日本動物園水族館協会及び（公社）日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	-
<p><b>【法律上の区分が的確でない】</b> 動物愛護管理法では、動物園とペットショップの扱いの区分が同じである。動物園は生物多様性保全や環境教育に取り組んでおり、営利目的のペットショップと同じ扱いを受けることは、適切ではない。</p>	<p><b>【動物愛護管理法 第 10 条】</b> 動物の取扱業を営もうとする者は、都道府県知事の登録を受けなければならない。</p>	-	・必要に応じて動物愛護管理行政の中で対応を検討。

表 6-1 平成 26 年度までに整理された動植物園等の公的機能推進における課題と施策に対する当面の取組み案と今後の課題・展望(2)

公的機能推進における課題		公的機能の推進方策		
課題	関連する法律	当面の取組み案	今後の課題・展望	
<p>【手続きが煩雑 (希少種の採取、捕獲、移動)、(希少種の緊急避難、野生復帰)、(品種の現状変更)、(傷病鳥獣の保護、飼養)】</p> <p>希少種は緊急避難や野生復帰の際の移動手続き等が煩雑である。</p> <p>ワシントン条約における希少種の移動の許可手続きが煩雑なため、植物が枯死するおそれがある</p> <p>ワシントン条約上の手続きを簡略化するための研究機関登録の規定が運用されていない。</p> <p>生息地等保全を目的とした希少種の捕獲や移動の許可手続きが煩雑である。</p> <p>希少種の飼養栽培繁殖の際、捕獲採取の手続きが煩雑であり、法的な制約が大きい。</p> <p>生体展示の際に要する希少種の捕獲採取や移動の許可手続きが煩雑である。</p> <p>希少園芸品種の栽培の際、品種の現状変更の許可手続きが煩雑である。</p> <p>飼養・栽培・繁殖技術等に関する研究を目的とした希少種の捕獲や移動の許可手続きが煩雑である。</p> <p>傷病鳥獣の保護、飼養の際の鳥獣の捕獲や移動の許可手続きが煩雑である。</p> <p>農作物や樹木等の植物を害虫から守るため、これらに害する昆虫(検疫有害動植物)の輸入が植物防疫法により禁止されている。植物への加害性がよく知られていないものについて、種ごとに文献調査などを行って植物防疫法の規制の対象になるかどうかの判定を行う必要があるため、時間がかかり、手続きが煩雑である。</p>	<p>【種の保存法 第 9 条、10 条】</p> <p>国内希少野生動植物種等の捕獲等は禁止されており、学術研究又は繁殖等が目的の場合、環境大臣の許可が必要。</p>	<p>・「認定動植物園等(仮称)」が実施する、一定の要件を満たした希少野生動植物種の譲渡し等は適用除外とする。</p>	<p>・希少野生動植物の捕獲等については、生息域内保全が原則であり、保護増殖事業として実施する場合には適用除外となることから、これ以上の手続き緩和は困難。</p> <p>・「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」等に基づき、必要性・緊急性が高い生息域外保全を、動植物園等と連携し、積極的に推進する。</p>	
	<p>【種の保存法 第 12 条、13 条】</p> <p>希少野生動植物種等の譲渡し等は禁止されており、学術研究又は繁殖等が目的の場合、環境大臣の許可が必要。</p>			
		<p>【種の保存法 第 15 条】</p> <p>国内希少動植物種の輸出入は禁止されているが、国際的に協力して学術研究をするもの等で、種の保存に支障を及ぼさない場合はこの限りではない。</p>	-	<p>・種の保存法上で手続きが必要な国内希少野生動植物種等については、二重規制となっており、今後、必要に応じて対応を検討する。</p>
		<p>【文化財保護法 125 条】</p> <p>天然記念物として指定されている動植物を現状変更(捕獲・採取・移動等)する場合、文化庁長官の許可が必要。</p>		
		<p>【水産資源保護法第 4 条】</p> <p>農林水産大臣又は都道府県知事は、水産資源の保護培養のため必要があると認めるときは、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止を定めることができる。</p>		
	<p>【鳥獣保護管理法 第 8 条、9 条】</p> <p>鳥獣及び鳥類の卵の捕獲等又は採取等は禁止されているが、学術研究等のために都道府県知事又は環境大臣の許可を受けた場合はこの限りではない。</p>	<p>・種の保存法上の捕獲許可等を得ている国内希少野生動植物種等は、鳥獣保護管理法の捕獲等の規制及び飼養の登録は適用されない(鳥獣保護管理法第9条等)。</p>	-	
	<p>【鳥獣保護管理法 第 19 条、20 条】</p> <p>許可を受けて捕獲した狩猟鳥獣以外の鳥獣を飼養しようとする者は、都道府県知事への登録が必要。登録鳥獣の譲受け等した者は、都道府県知事への届出が必要。</p>			
	<p>【自然公園法 第 20 条、21 条、22 条】</p> <p>国立公園等の特別地域・海域公園地区では環境大臣が指定する動植物の捕獲・採取等について、特別保護地区では動植物の捕獲・採取等について、環境大臣等の許可が必要。</p>	<p>・国立公園において、種の保存法上の捕獲許可を得ている国内希少野生動植物種等を捕獲等する場合には、自然公園法に基づく環境大臣の許可を要しない(自然公園法施行規則第12条等)。</p>	-	
	<p>【植物防疫法 第 7 条】</p> <p>検疫有害動植物等の輸入は禁止されているが、試験研究等のために農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。</p>	-	<p>・植物防疫法については、法律の性質上、輸入手続きの緩和は困難と思われる。</p>	

表 6-1 平成 26 年度までに整理された動植物園等の公的機能推進における課題と施策に対する当面の取組み案と今後の課題・展望(3)

公的機能推進における課題		公的機能の推進方策	
課題	関連する法律	当面の取組み案	今後の課題・展望
<p>【外来生物の展示の手続きに時間を要する】 外来生物を展示(輸入、捕獲採取、運搬、飼育栽培等)する場合は事前に許可を取得する必要がある。</p>	<p>【外来生物法 第 4 条、5 条】 特定外来生物の飼養等は禁止されており、学術研究や展示等の目的の場合、主務大臣の許可が必要。特定飼養施設等の基準に適合していないと認められる場合、許可されない。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物の飼養・栽培等に当たっては、特定飼養等施設内で適切に行われていなければ、逸出のおそれがあるため、手続き緩和・省略は困難だが、引き続き迅速な審査を行うよう努める。</li> </ul>
<p>【海外からの輸入の手続きが困難】 動物の輸入届出制度によって、動物を海外から輸入することが困難。国によっては規則が明文化されておらず、衛生証明書の発行機関の証明様式も異なる。また、同じ国でも州によって扱いが異なり、許可されない場合もある。</p>	<p>【感染症法 第 56 条の 2】 届出動物等を輸入する者は、厚生労働大臣に届出が必要。その際に、届出動物等ごとに定められた感染症にかかっていない旨等を記載した輸出国政府機関が発行する証明書等の添付が必要。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症法については、法律の性質上、輸入手続きの緩和は困難と思われる。</li> </ul>
<p>【展示するための動物の飼育基準が高い】 展示のため、海外から動物を入手する場合、飼育環境基準が高い。</p>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界動物園水族館協会(WAZA)が策定した世界動物園水族館保全戦略、世界動物園水族館協会倫理規約を受け、日動水が倫理福祉規程の再検討、入会審査規程の再検討に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>【繁殖するための個体の確保が困難】 ファウンダー(野生由来の繁殖親個体)の確保が困難である。</p>	<p>【種の保存法 第 9 条、10 条】 国内希少野生動植物種等の捕獲等は禁止されており、学術研究又は繁殖等が目的の場合、環境大臣の許可が必要。</p> <p>【種の保存法 第 12 条、13 条】 希少野生動植物種等の譲渡し等は禁止されており、学術研究又は繁殖等が目的の場合、環境大臣の許可が必要。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種の保存法に「認定動植物園制度(仮称)」を創設。</li> <li>・(公社)日本動物園水族館協会及び(公社)日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希少野生動植物の捕獲等については、生息域内保全が原則であり、保護増殖事業として実施する場合には適用除外となることから、これ以上の手続き緩和は困難。</li> <li>・「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」等に基づき、必要性・緊急性が高い生息域外保全を、動植物園等と連携し、積極的に推進する。</li> </ul>
<p>【技術を持った人材の不足】 種の保存に取り組む人材が不足している。後継者の育成も必要であるが、指定管理者制度によって、種の保存に熱心な技術者・管理者を必ずしも継続して雇用できない。</p>	<p>【地方自治法第 244 条の 2】 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効率的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、指定管理者に、当該公の施設の管理を行わせることができる。条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種の保存法に「認定動植物園制度(仮称)」を創設。</li> <li>・種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> <li>・(公社)日本動物園水族館協会及び(公社)日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> <li>・既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>・動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> <li>・技術的/財政的な支援の実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各園館の実情を踏まえ、更なる取組の必要性について検討。</li> </ul>

表 6-1 平成 26 年度までに整理された動植物園等の公的機能推進における課題と施策に対する当面の取組み案と今後の課題・展望(4)

公的機能推進における課題		公的機能の推進方策	
課題	関連する法律	当面の取組み案	今後の課題・展望
<p>【啓発のための人材不足】                      生物多様性保全の活動に関する情報発信をするための技術・人材が不足している。                      説明を行う人材やプログラムを実施する教育担当職員が不足しており、将来的に現在の水準維持は困難である。                      園芸文化の保存継承を担う人材が高齢化し、不足している。                      園外の野生生物観察会、学校への派遣等を実施するための人材が不足している。                      一般市民に分かりやすい啓発素材を作成できる人材が不足している。種の保存に関する話題の変化が早く、啓発素材の更新が追い付かない。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各園館の実情を踏まえ、更なる取組の必要性について検討。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(公社)日本動物園水族館協会及び(公社)日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> <li>技術的/財政的な支援の実施。</li> </ul>	
<p>【専門機関との研究協力体制が不十分】                      大学と協力した、動物福祉向上の研究が十分でない。</p>	-	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界動物園水族館協会(WAZA)が策定した世界動物園水族館保全戦略、世界動物園水族館協会倫理規約を受け、日動水が倫理福祉規程の再検討、入会審査規程の再検討に取り組んでいる。</li> </ul>
<p>【ネットワークの不足】                      動物交換に係る情報共有のためのネットワークがないため、他施設との情報交換が困難である。                      人材交流のためのネットワークが不足している。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>(公社)日本動物園水族館協会及び(公社)日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」等に基づき、生息域外保全に関するネットワーク形成を一部支援しているところ。引き続き支援を実施。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> <li>技術的/財政的な支援の実施。</li> </ul>	
<p>【民間の愛好家の技術情報をつなぎとめる制度がない】                      植物園にない栽培技術、生育地情報を民間の愛好家が有している場合がある。これらは会報等に記載されていることも多いが、近年散逸の危機にある。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」等に基づき実施する生息域外保全の取組み等について、必要に応じて知見の集積を実施。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> <li>技術的/財政的な支援の実施。</li> </ul>	
<p>【展示施設設備の整備が困難】                      施設改修にあたり、普及啓発のための施設の更新等の対応が困難な場合がある。                      動物福祉が不十分で常態行動を取る個体がいる。動物福祉は個体により異なり、統一の基準の制定が困難である。施設の立地条件から確保できる広さに限界がある。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界動物園水族館協会(WAZA)が策定した世界動物園水族館保全戦略、世界動物園水族館協会倫理規約を受け、日動水が倫理福祉規程の再検討、入会審査規程の再検討に取り組んでいる。</li> <li>各園館の実情を踏まえ、更なる取組の必要性について検討。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(公社)日本動物園水族館協会及び(公社)日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> <li>技術的/財政的な支援の実施。</li> </ul>	

表 6-1 平成 26 年度までに整理された動植物園等の公的機能推進における課題と施策に対する当面の取組み案と今後の課題・展望(5)

公的機能推進における課題		公的機能の推進方策	
課題	関連する法律	当面の取組み案	今後の課題・展望
<p>【普及啓発と集客の両立が困難】 利用者からは定番動物の展示を求める声も多い。そのため種の保存を必ずしも優先できない。 種の保存に関する展示は必ずしも集客力が高くない。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各園館の実情を踏まえ、更なる取組の必要性について検討。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>（公社）日本動物園水族館協会及び（公社）日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> </ul>	
<p>【レクリエーションと動物福祉との両立が困難】 動物とのふれあいが動物福祉に反するという指摘を受けられることがある。</p>	<p>【動物愛護管理法 第 21 条】 第 1 種動物取扱業者は動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、動物の管理方法等に関する基準の遵守義務がある。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて動物愛護管理行政の中で対応を検討。</li> </ul>
<p>【予算の不足】 傷病鳥獣の数が多く、補填される経費も少ないため負担が大きい。 域外繁殖は経済的に有利な種に限定される。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各園館の実情を踏まえ、更なる取組の必要性について検討。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>（公社）日本動物園水族館協会及び（公社）日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> <li>技術的 / 財政的な支援の実施。</li> </ul>	
<p>【予算の不足】 企画展示の予算の確保が困難である。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>（公社）日本動物園水族館協会及び（公社）日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各園館の実情を踏まえ、更なる取組の必要性について検討。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> </ul>	
<p>【予算の不足】 遺伝的多様性を調査する実験装置は高価なため、技術の進歩に沿って交換できない。</p>	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>種の保存法に「認定動植物園制度（仮称）」を創設。</li> <li>種の保存法に動植物園等の責務規定を追加。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>各園館の実情を踏まえ、更なる取組の必要性について検討。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>（公社）日本動物園水族館協会及び（公社）日本植物園協会と「生物多様性保全の推進に関する基本協定書」を締結。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>既存表彰制度の積極的な活用。</li> <li>動植物園等の公的機能に関する積極的な広報等の実施。</li> <li>技術的 / 財政的な支援の実施。</li> </ul>	

参考資料 1 第 1 回動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会議事要旨

日 時：平成 28 年 1 月 22 日（金） 16：30～18：30

場 所：TKP スター貸会議室 半蔵門 101 号室

出席者：（順不同・敬称略）

委員

打越 綾子 （成城大学法学部教授）  
上河原 献二 （滋賀県立大学環境科学部教授）  
木下 直之 （東京大学大学院人文社会系研究科教授）  
倉重 祐二 （新潟県立植物園副園長）  
小宮 輝之 （元上野動物園園長） 座長  
南川 秀樹 （日本環境衛生センター理事長）  
山本 茂行 （富山市ファミリーパーク園長）  
米田 久美子 （自然環境研究センター研究主幹）

オブザーバー

荒井 一利 （日本動物園水族館協会会長）  
飯塚 克身 （日本植物園協会専務理事）

環境省

中村 南 （環境省自然環境局総務課係長）  
奥田 直久 （環境省自然環境局野生生物課課長）  
中島 慶次 （環境省自然環境局野生生物課課長補佐）  
安田 直人 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長）  
三宅 悠介 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室室長補佐）  
登美 雄太 （環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室環境専門員）

関係省庁

高橋 陵子 （文部科学省生涯学習政策局社会教育課課長補佐）  
田中 理子 （経済産業省貿易経済協力局貿易管理部野生動植物貿易審査室）  
周東 直毅 （国土交通省都市局公園緑地・景観課国営公園維持係長）

事務局

株式会社ブレック研究所

大橋 敏行 （株式会社ブレック研究所顧問）  
橋口 徹 （調査部門動物調査部）  
玉井 邦治 （動植物園設計・研究センター）  
村田 和彦 （調査部門動物調査部）  
土谷 由和 （調査部門動物調査部）  
権田 和司 （動植物園設計・研究センター）

**【配布資料】**

- 資料 1 平成 26 年度までの検討経緯及び平成 27 年度検討内容
- 資料 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における規制運用の見直し（法的事項）
- 資料 3 種の保存及び環境教育・普及啓発への支援策（法的事項以外）
- 参考資料 1 過年度報告書の概要
- 参考資料 2 認定基準の参考例
- 参考資料 3 動植物園等における希少野生動植物種の飼養・栽培状況
- 参考資料 4 日本動物園水族館協会及び日本植物園協会における生息域外保全等の取り組みについて
- 参考資料 5 生物多様性保全、種の保存に関連する法体系
- 参考資料 6 動植物園等における希少野生動植物種の譲渡し等の状況
- 参考資料 7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における譲渡し規制について

開会挨拶 環境省（安田）室長

検討会も本年で3年目となる。その間、一昨年は日本動物園水族館協会、昨年は日本植物園協会と協定を締結するなど域外保全に取り組んできた。

昨年度の検討会では、基本的考え方と推進方策のあり方イメージをとりまとめた。今年度は環境省の考える方向性を説明した上で、具体的な部分に対してご意見を伺いたい。次回の検討会で一定の形にまとめる考えなので、忌憚なきご意見をいただきたい。

委員及びオブザーバー挨拶

座長指名

全会一致で、前回に引き続き小宮委員を座長に選出した。

小宮座長

前年に引き続き座長を引き受ける。

まず、「平成26年度までの検討経緯及び平成27年度の検討内容について」資料の説明をお願いします。

*環境省より、資料1「平成26年度までの検討経緯及び平成27年度の検討内容について」を説明*

小宮座長

今年度の検討の全体的なことで質問、意見があればどうぞ。

特にないようであり、重要なのはむしろ次の項目であると考えられるため、次の説明をお願いします。

*環境省より、資料2「種の保存を推進するための規制運用の見直し（法的事項）」を説明*

小宮座長

かなり具体的な提案であったが、質問、意見はあるか。

南川委員

検討会の当初は動物愛護法の議論もあったが、今回はなぜ種の保存法に絞ったのか。

環境省（安田）

動物愛護の概念が入ってくると動物園に否定的意見もあって整理が難しい。動物愛護に関しては動物愛護法の中で対応し、ここではそれ以外の部分に対応するという考えである。なお、動物愛護法に関しても次の法改正で検討することになると思う。

南川委員

動物愛護法については別途検討するというを示すのか。

#### 米田委員

各課でそれぞれの法律を所管しているからか、種の保存法の部分に絞りすぎているように感じた。国内希少種の域外保全の場合は鳥獣保護法も関わってくるので、動物愛護法も含め、他の法律に関係することも検討してほしい。

#### 打越委員

動植物園が認定されても、その特典は「種の保存法」しかも「譲渡し」の部分だけという内容は、手堅い提案だが、譲渡しの際の手続きが少し楽になるだけで、動植物園側のメリットは少ないと感じた。

これは、今後の動植物園運営に関する未来への最初の一步で、繁殖が重要なのでまずその規制緩和を重視したと解釈してよいか。

#### 環境省（安田）

動植物園からは、障害となっている譲渡規制を外すこと、位置づけをはっきりさせることが求められていたと認識している。そこで、「認定」によって、国と一緒にいろいろ取り組んでいる施設という基礎的位置づけを与えるという考え方である。

他の法律で緩和すべき事項があれば、ご意見をお願いしたい。

#### 打越委員

動物園への動物福祉を定めている法的制度が動物愛護法しかないことから、動植物園等の公的機能促進を進めていくために動物愛護法の中身に手をつけていくことには慎重になるべきである。

譲渡規制簡略化のための認定動植物園ではなく、何のための認定動植物園なのかを考えてほしい。認定のラベルを与えるだけでは不十分であり、認定を受けるメリットがいろいろ考えられる中で、繁殖の促進に重要な譲渡規制の見直しが第一歩と考えてほしい。

認定基準に施設や人材の項目が入っているが、現在でも博物館・博物館相当施設、日本動物園水族館協会の入会基準があり、さらに認定動植物園の基準が加わるということになる。縦割りの中で複数のラベルができるだけでは、かえって煩雑になるのではないかと懸念される。

#### 環境省（安田）

これまでの議論の中で、環境省でやるので生物多様性に関わる部分が主となり、博物館や都市公園等とは切り離して考えることになったという認識で、検討を進めてきた。

#### 木下委員

日本動物園水族館協会の入会基準は重要であるが、博物館法は実際にはあまり意味がない。国が認定するということは大きな一歩であり、認定の仕組みをどう作るかが重要である。動物園等にランク付けをするのであれば、最初から動物福祉の観点をはずすというように基準を小さくせず、動物福祉も加味したほうがよいのではないか。

また、譲渡規制の緩和が現場にどれだけプラスになるのかを聞きたい。

#### 環境省（三宅）

今回の提案は動物園等のランク付けとは考えていない。あくまでも種の保存に関する認定であり、認定された動物園等は種の保存に取り組んでいるという位置付けである。

動物園等を評価する観点は、動物福祉等、他にも色々があると考えるが、これまでの検討の流れから、種の保存に絞った方がよいと考えたものである。

#### 木下委員

ここでの検討も、当初の「動物園法を作ろう」というところから、できるところへ落ちついてきたが、国が認定するという事は大きなことである。

#### 山本委員

当初の目指すところは動物園等の社会的役割を明確化すること、その中でまず生物多様性からということであった。今回提案された法的事項とそれ以外の支援とでどれだけのメリットがあるのか、場合によっては現場がより煩雑になりかねないという杞憂もある。例えば、認定によって鳥獣保護法関係の規制にも対応できるといったことも考えられないか。

世界は動物福祉、倫理、生物多様性の役割高度化の方向にあることが見えている中で、国が動植物園等を認定することは大きなインパクトである。ところが、今回の提案内容では、開けてみたら「これだけ」というのが率直な感想である。

#### 倉重委員

植物園も認定してもらえるのはありがたいが、植物園では譲渡規制の緩和がどの程度のメリットになるかは疑問である。

日本だけワシントン条約の登録科学施設がないため国際的なやりとりがしにくい状況にあることも問題であり、種の保存法と同時にこちらの検討もして欲しい。

#### 環境省（三宅）

植物園の譲渡の実績は参考資料 6 に示してある。国際種はほぼ不要で、国内種がいくつかある程度となっている。

ただし、今後、国内種を 300 種増やす方向で検討しており、植物園の場合はこれから重要になってくると考えている。

#### 南川委員

検討会での議論のスタート、そもそも論に戻ると、動物園は大事な施設なのに誰が守るのが、生物多様性の視点からできることをやってほしいということであったと理解している。

ならば、全体のプログラムがあって、その中で、生物多様性の視点から、種の保存法でこの部分を担いますということが示されなければならず、これがなければ、大山鳴動して鼠一匹ということになってしまう。

また、後々他の制度について検討する時に齟齬がないように、しっかりとした基準を作っておく必要があるのではないかと。

環境省（三宅）

昨年度までの議論の中で、種の保存に関する部分について対応すると決まると認識している。動物愛護法に関しては、現在の手続きを維持することを考えている。

なお、ワシントン条約については環境省だけで決められないので、関係省庁と連携して検討していく。

米田委員からもご指摘があったとおり、鳥獣保護法の規制の問題についてもご発言があった。具体的に現場で支障となっている規制があれば、ご意見をうかがいたい。

南川委員

動物園の機能はこれから一層重要となるという認識を持っていれば、他に何かあれば言ってくれというのはおかしいのではないかと。

環境省（安田）

今回の提案は、種の保存に取り組む施設の位置づけのための認定であり、法律以外にもインセンティブを考えていく。

内部では他の法律も一括して改正する可能性も議論したが、検討会でのこれまで積み重ねた議論を踏まえた上で、今回の提案となった。

上河原委員

全体として動植物園等の位置づけを明確にすることは重要である。

法改正では、規制事項をどうするかが核心とはなるが、そこに至る基本的考え方を、法律の条文には書けないとしても、示すことが重要である。

鳥獣保護法との関係は現場の意見をよく聞いて考えればよいと思う。

提案された認定要件の中では、施設要件に懸念を覚える。例えば、トラの施設はどうあるべきか、ゴリラの施設はどうあるべきかといった基準を環境省は作れないであろうし、技術は変化改良されていくものである。そのため、施設よりも実績を見る方が現実との齟齬が少ないと思う。

環境省（安田）

ご指摘のとおりである。施設要件は動物愛護法の基準があるので、種の保存に必要な機能を満たしているかという点から見るべきであったと考えている。

米田委員

保護増殖事業の確認・認定制度との違いは何か。また、環境省と日本動物園水族館協会、日本植物園協会と結んだ協定との関係はどうなっていて、協定をうまく使うことはできないのか。

環境省（安田）

保護増殖事業の確認・認定制度は、国内種が対象の「種毎」の制度である。今回の認定は園館毎に認定するもので、対象種には国際種も含め計画書にリストアップされた種となる。

認定動植物園等のイメージとしては日本動物園水族館協会、日本植物園協会の加盟園であるが、協定に基づく取組は、日動水、日本植物園協会とそれぞれ進めているところ。協定に法的根拠を与え、より連携を深めていくものにしたいと考えている。

環境省（三宅）

なお、協定を根拠として法律の手続きを緩和することは難しく、協会加盟園であっても手続きは必要となると考えている。

米田委員

保護増殖事業との関係はどうなるのか。

環境省（三宅）

保護増殖事業の確認・認定か認定動植物園等かどちらかで対応できればよいと考えている。例えば、ライチョウの譲渡しが保護増殖事業で可能となっていれば、認定動植物園等になっていなくてもよいということである。

打越委員

認定基準に施設要件があるが、これは動物園全体を対象とするのか、当該種の施設のみを対象とするのかで意味が異なってくる。すなわち、良質な動物園を育てていくのか、種の保存の取組を促進するのか、どちらなのか。

そもそも、動物園を支える仕組みとして考えていないのか。今回の検討は、元々、日本動物園水族館協会のリクエストから始まり、環境省でできることとして種の保存に絞られてきた経緯と認識しているが、絞り込んだことで同床異夢であることが見えてきた感じもする。

今回の提案自体は反対ではないが、これだけで落ちついてしまっただけでは困る。例えば、動植物園等を支援することは教育、観光はじめいろいろなメリットがあるので、動植物園等をどう発展させるかについて、関係省庁がラウンドテーブルで議論してほしい旨を付帯決議として入れることも考えられる。

いずれにせよ、小さい話で終わってしまったのは頑張っている動植物園がかわいそうと思う。

山本委員

今回の提案だけでは、基本方針が見えず、ひとつ手続きが増えて終わりになりかねない。

このままでは動物園がなくなってしまう。国も自治体も支援に消極的な中で動物園は苦労してさまざまな取組を進めている。動物園が社会的に役立つ施設なら残すために何をすればいいのか。「なくなっていいのか動物園」から始まった検討会である。

とりあえずであっても、環境省が検討してくれていることはありがたいし、認定制度の大きな一歩ではあるが、環境省野生生物課の所管の範囲で納められてしまうのであれば異議を唱えたい。

日本動物園水族館協会（荒井）

山本委員の意見は同感である。

環境省主導を進めると、水族館がなくなっていくのではという心配がある。

域外保全の場合、種の生息域に近い園館が中心となるので、全国的に見ると平等感が薄くなるのではないかということも懸念される。

域外保全は大切であるが、世界動物園水族館協会の戦略では、保全だけでなく福祉も重要視するように見直されており、福祉の視点は外せないであろう。

施設要件にも福祉の概念は入るが、これは時間とともに変化、改良されるものである。

環境省（安田）

環境省では海のレッドリストを作成中であり、今後、水族館との密接な連携が必要になってくると考えている。

施設の基準に福祉的機能を入れることは、極めて重くなるので、動物愛護法の中で対応することで検討したい。

日本植物園協会（飯塚）

これまで、生物多様性保全、生息環境保全の大切さや、国の施策への協力、社会的貢献について、植物園内部で自覚していただけて、外へのアピールはしてこなかったが、絶滅危惧種対応は重要であり、このことにお墨付きが得られるならありがたいことである。

今回の提案は生物多様性に絞られていてわかりやすいという面もある。

南川委員

法律にすることは大きなインパクトも持つので、現状で対応可能なところから進めていくことに異論はない。

今回の提案を1番バッテリーとしてやるのはよいが、1番から9番バッテリーまで何があるのかが示されないと、当初の議論からすると不足である。

小宮座長

検討会スタート時の総論として、きちんと書き込んでほしい。

打越委員

行政学の立場から言えば、中央省庁は法律をきちんと作ることを重視しがちだが、社会的には、国が本気で議論していることを予感させることが大切なことである。

今回はオブザーバーとして他省庁からも参加されていることは評価したい。今回の提案を制度として固定して終了ではなく、次に、その次に何をするか、21世紀の動物園をより良いものにしていく、未来への道筋を確実に明記してほしい。

山本委員

施設要件は実績評価の方がよいという意見もあったが、日本動物園水族館協会と協定を結んでいるのであれば、日本動物園水族館協会に評価を委託することも考えられるのではないか。

また、評価項目も種の保存に特化してもいいのではないか。

#### 南川委員

関係する法律も動物愛護法やワシントン条約に関わるものなど様々あるので、野球の打席で例えるのならば1番～9番と順次点検していくことは必要であろう。

施設評価について山本委員の考えもわかるが、法律の制度論としては、日本動物園水族館協会は評価される側なので、難しいのではないか。

#### 打越委員

認定が規制緩和のためなので、業界内部での評価ではなく、公的機関が審査し認定する必要がある。

#### 環境省（中島）

これまでの説明について、何点か補足したい。まず、認定時に環境省が施設を確認するかについてだが、現在の譲渡の手続きでも申請者から施設の資料を提出してもらい、環境省が確認することになっている。認定することで規制緩和をするのであれば、この施設の審査をなしに規制緩和することは考えられないので、認定の時にも資料を出すことにしている。

また、法律で認定制度を作る場合、自由に認定制度を法律に書くことはできるわけではない。認定制度を法律に位置づける必然性、法律事項が説明できる必要がある。今回、譲渡規制の緩和を認定制度に絡めているが、規制緩和は法律事項にするために書いただけ。環境省内の議論でも、実際の手続きから、法律事項とするには適当だが、譲渡規制の緩和が今回の結論とするのであれば小さいと話していた。我々もわかった上でやっている。最初の説明が詳細になったので、わかりにくかったかもしれないが、譲渡規制の緩和を目的にした認定制度ではなく、希少種保護のための認定制度を種の保存法に作ることが目的。法制上の技術として、譲渡規制の緩和を使ったと理解してもらいたい。この検討会や日動水からも認定制度を作れないかという要望があったと思う。環境省は要望に対応する方針を示したと理解して欲しい。

ワシントン条約の件については、外為法に関わることなので経産省の所管事項。経産省のいない場で、環境省が何か言うことはできないが、平成21年頃に経産省が検討した経緯があると聞いている。検討会の前に、今回の認定制度の話を経産省に説明に言ったが、担当レベルではこの認定制度とワシントン条約の植物園の話をクリックさせることができるかもしれないという話は出た。具体的な議論をしたわけではないので、どうなるかはわからないが、課題は理解しており、前向きに検討したいという意味もある。

事務局より、資料3「種の保存及び環境教育・普及啓発への支援策（法的事項以外）」について説明

小宮座長

支援策ということだが、一番期待している財政的支援があまり示されていないことに不安を感じる。

山本委員

「現状でいいのではないか」と言われている感じを受けた。現在こういった制度があるということはわかったが、認定によって何がどう変わるのかがわからない。

環境省（三宅）

認証は現在はやっていない。環境省と連携してさまざまな取組を進めてくれている施設を認証し、広報していきたい。また、表彰については既存のものでカバーできると考えた。

財政的支援は、努力はもちろんするが、環境省だけでできるものでもないので、情報共有、専門家との連携など技術的支援にも取り組んでいきたい。

打越委員

野生生物の生態はわからないことが多く、専門家の知識が必要でることは以前から指摘されている。ただし、現場で専門家の扱いに苦慮することもよくあることで、支援というのは簡単だが実際には支援にならない例もある。

環境省に予算が少ないことは承知している。例えば、環境省主催のイベント等で動物園を盛り立ててくれるなら歓迎だが、紹介してくれるだけでは現場の負担が増すだけである。

簡単に支援と言ってほしくないし、もっと現場を知ってほしい。

技術的なことは環境省より動植物園の方が持っている。環境省には、関係省庁を含めたラウンドテーブルなど連絡会議に予算を付けるといったことを期待したい。

小宮座長

確かに技術的な面については、特に飼育技術は動物園や水族館、植物園の方が専門的な知識を持っているところもあるので、むしろ動物園同士の連携を促進するような会議の場について、環境省の方で予算をつくり設定した方が良い。

環境省（三宅）

今回示したものは緊急性の高い取組に対する支援を想定していた。例えば、現在、環境省と日本動物園水族館協会との連携の中で、沖縄のトゲネズミの域外保全に関する検討を進めており、域内の研究者も交えて検討会を開催し、情報交換を行うなどを、現在も取り組んでいるところである。また、植物園に関しても、日本植物園協会との連携の中で、絶滅危惧植物の域外保全と野生復帰に向けて、同様の検討会を持っている。こうした現在の施策や協定に基づく取組を発展させるイメージで検討していきたい。

木下委員

ますます話が小さくなっている印象である。現状で環境省ができることはこの程度のものと考えていいのか。

いい動物園、悪い動物園を分けるものではないというが、エンブレムで社会的ステイタスが高まるとは思えない。社会的ステイタスはやはり国による認定であろう。

当面はここからでよいとしても、望ましい動物園を増やすための支援を考えなくては意味がないと考える。ただ、種の保存に限らず望ましい動物園に対しての認定に繋がっていかないと、自治体が動かないと思う。検討会資料に認定することで自治体等の予算獲得に繋がる可能性と書いてあるが、これは可能性があるだけでなんら裏付けもない。

表彰制度に関して言えば、すでに日本動物園水族館協会で様々な制度ができている。それよりも社会に向けて啓発活動を、環境省と動植物園等で一緒に組んでやっていった方がよい。

#### 打越委員

認定と認証、同じものが二つあってますます煩雑になっているように感じる。「こういう動物園なら認証し譲渡規制も外す」のように単純な方法でよいのではないか。

#### 環境省（安田）

法的に認定された施設もちろん支援施策の対象になる。普及啓発、環境教育は種の保存法には入らないので、それを含めた支援として別に示したものである。

今回の提案は、できることを考えたものなので、意見やアイデアをいただきたい。

#### 米田委員

現場が支援してほしい一番はお金であると思う。ツシマヤマネコの域外保全には環境省がお金をだしてくれたと聞いたが、基本的には、動植物園側からニーズが出てきて、それに対して財政的支援がなされるという形が使いやすいのではないか。わずか数十万円であってもできる活動はある。

#### 環境省（安田）

小回りのきく予算もあるので、これからも支援は続けるし、予算獲得にも動きたい。

#### 倉重委員

植物園の場合、それほど金はかからないので、社会的評価が高まる方が重要である。

今回の提案では、社会的評価までにならないと思う。あの賞をもらったのなら、その内容はよくわからなくても、いいことしている施設なのだろうと思われるような、例えば優良施設賞といった現場の励みになるような賞の制定などが考えられる。貰うこと自体が名誉になり、対外的にアピール出来るようなものでなくてはならない。

そのため、少額の予算を獲得すると言うよりも、長い目で見ると大きな賞、動植物園の取り組みに特化したような分かりやすい制度の新設を環境省で検討して頂いた方がよいと考える。社会的評価が高まればお金もついてくるであろう。

#### 小宮座長

日本動物園水族館協会、日本植物園協会からこんな支援をしてほしいといったことはあるか。

日本植物園協会（飯塚）

認定の基準、要件に抵抗がある。日本植物園協会の加盟園の6～7割が指定管理者となっているため、3～5年で契約の更新が行われている。そういう状況で、高度な技術を持つ職員が変わってしまう恐れがある。提案で挙げている認定動植物園の認定機関が5年程度とあるが、その間に指定管理者が変わってしまう場合はどのように考えればよいのか、配慮して頂ければと考える。

また、植物園の場合、植物が好きで始めた、いわゆるたたき上げの実務担当者が多く、学歴要件には抵抗を示す園もあると考える。

表彰については、外部の人が目を向け、評価してくれる賞であることが重要で、このことが文化になるものと思う。

小宮座長

指摘された現実を考えれば、学歴要件は改めた方がよいかもしれない。

日本動物園水族館協会（荒井）

普及啓発の実態を捉えることは難しく、取組事例も資料にあげられた程度ではない。普及啓発、環境教育の取組についてもっと議論が必要であろう。

山本委員

資料3には正直がっかりした。動物園はお金もなく苦しい中で努力しているので、これを地域の人や自治体に理解してほしいということを願っている。環境省にはお金を出してほしいのではなく、これをやれば地域や自治体の理解が促され、ものが言えるようになるというような練った案を出してほしいのである。それは先ほど倉重委員が述べていたような、貰うこと自体名誉になる様なものが法的事項以外のものとなると思う。法的事項についても、種の保存法の譲り渡しの見直しという話に矮小化している点について、元々の出発点に立ち返り考えて頂きたい。

木下委員

なぜ、年度末のこの時期に2回なのか。これでは何もできないではないか。

環境省（安田）

制度の検討に時間を要した上に、契約上の問題もありこうなってしまった。このことは謝るしかない。

小宮座長

多くの意見が出されたので、次回の検討会には、具体的な意見も取り入れてまとめていただきたい。

では、これで事務局に進行を戻したい。

環境省（安田）

今回の資料では、これまで検討してきた内容を省いてしまった面があった。次回の資料には全体像から書き込んでいきたい。

## 事務局

議事録を作成したら各委員へメールで送るので確認をお願いしたい。

また、次回検討会は3月中に行うが、具体的な日時について追って調整させていただく。

閉会挨拶 奥田課長

遅れてきたこと、年度未開催になったことをまずお詫びする。

環境省では、これまで2年間の議論を踏まえて少しでも早く何かをしたいという考えと、種の保存法の改正を来年の通常国会に出すというスケジュールがあったことから、種の保存法改正による認定と譲渡規制の見直しを提案した。

本日指摘されたように、3年間の検討の成果をこれだけで終わらせるのではなく、環境省でできること、他省庁にお願いすることなどを整理して検討していきたい。時間がかかることが多いと思うが、すぐにできることの一つとして意見交換をしていきたい。その際、ざっくばらんに話をしないと本質が見えてこないとも思われるので、ラウンドテーブルで行うなどの工夫をしたい。

会議の場だと環境省でできることの範囲になりがちだが、理想的な動植物園を作っていきたいという検討会の思いを受けて、少なくとも、今できることと先を見てやるべきことを分けて考えていきたい。

## 参考資料 2 平成 25、26 年度の検討経緯、結果概要

### (1) 平成 25 年度

平成 25 年度には、「動植物園等公的機能推進方策のあり方検討会」を設置し、関係者からのプレゼンテーション及び個別動植物園等へのヒアリング調査を踏まえて、動植物園等の公的機能の現状と課題について、次の 3 項目の観点からとりまとめている。

種の保存・生物多様性保全の推進

環境教育・普及啓発の実践

動物愛護管理（植物園を除く）・・・動物福祉（空間・衛生面等）の面からの問題

さらに、調査検討のまとめとして、以下のような方向性を示すとともに、より具体的な推進施策について引き続き検討する必要性を述べている。

#### ・より望ましい動植物園等の考え方の整理

考え方に合致する動植物園の活動を促進する施策

合致しない動植物園等のより望ましい動植物園への誘導

→ 先進的取組を行っている動植物園等の評価

・動植物園等に期待する公的機能の内容について再検討

・公的機能推進にかかるガイドラインの策定、モデルづくり

・公的機能の取組を促す法制度の検討

### 動植物園等の公的機能の課題

報告書では、3 項目の観点からの課題の前に「動植物園等の運営について」という項目を立てており、その内容を整理すると以下のようにまとめられる。

生物多様性保全の取組を推進する目的意識や動機付けに欠ける

施設の設置目的としてレクリエーション、社会教育、観光の面が強い

法的位置づけがなく、設置主体にモチベーションが与えられない

種の保存、生物多様性保全は成果が不確実で評価が難しい

人材の確保、育成が難しくなっている

契約の継続が保証されない指定管理者制度の導入

財政面から施設の更新も困難になっている

設備の更新時期になっても利用者数の低迷や財政難から予算化しづらい

生育環境維持のためのエネルギー消費が経費の多くを占める

海外では、民間の資金を活用する仕組みが構築されている

(2) 平成 26 年度

平成 25 年度調査では、検討会での検討において

- ・ 公的機能を担う動植物園等の（法的）位置づけの必要性
- ・ 公的機能を推進する仕組み（支援策）の必要性が指摘された。

公的機能を推進する仕組みは「一定の水準を満たした場合に認定し、認定された施設が活動を展開しやすくするもの」と想定されることから、平成 26 年度は以下の調査を行った。

- ・ 既存の類似認定制度に関する調査
- ・ 動植物園以外で公的機能を持つ施設の事例調査

なお、報告書では、動植物園等が生物多様性推進のための活動を行う際の課題について、以下のように整理している。

動植物園等が生物多様性推進のための活動を行う際の課題一覧

課題分類	課題
位置づけ	生物多様性保全活動の位置づけの欠如
	継続性の担保が困難
	研究の位置づけがない
	法律上の区分が的確でない
手続き	国内法における手続きが煩雑 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 希少種の採取、捕獲、移動</li><li>・ 希少種の緊急避難、野生復帰</li><li>・ 品種の現状変更</li><li>・ 傷病鳥獣の保護、飼養</li></ul>
	外来生物の展示の手続きに時間を要する
	海外からの輸入の手続きが煩雑
展示する動植物の確保 （手続き以外の課題）	展示動物を海外に求める際に、高い飼養環境を求められる。
	繁殖するための個体の確保が困難
人材不足・人材育成	技術を持った人材の不足
	啓発のための人材不足
協力体制	専門機関との研究協力体制が不十分
	ネットワークの不足
	民間の愛好家の技術・情報をつなぎとめる制度がない
経営	展示施設・設備の整備が困難
	施設・設備の不足
	普及啓発と集客の両立が困難
	レクリエーションと動物福祉間で軋轢がある
	予算の不足 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 傷病鳥獣保護のための予算</li><li>・ 域外繁殖のための予算</li><li>・ 企画展示の予算</li><li>・ 研究のための予算</li></ul>

また、動植物園等が持つ主な公的機能と活動例を下表のように整理している。

動植物園等における生物多様性保全に資する取組と公的機能の関係

公的機能	生物多様性に関連が強い活動の例		
種の保存	域外保全	収集・保存	生殖細胞の凍結保存、種子の低温保存 種子収集（植物園） 大学等からのコレクションの受け入れ（植物園）
		飼育・育成・繁殖	健康の維持 品種の維持・繁殖 国際的機関への登録
	域内保全	生息地の保全	環境改善活動（火入れ、草刈り、森林管理、巣箱かけ、給餌施設等）
		外来生物対策	防除活動 市民からの受け皿（譲受）
	域外保全 域内保全 のどちらにも関係	傷病鳥獣受入（動物園、水族館）	傷病鳥獣の治療、馴化訓練、放鳥・放獣、終生飼養（バックヤード飼養等）
		野生復帰	野生復帰前提の飼育法導入（バックヤード飼育等） 馴化訓練
環境教育 普及啓発	生体（生態）展示と啓発		生体（生態）展示 種名表示、施設内での解説掲示、スタッフによる口頭説明 パンフレットやウェブサイトでの情報発信等
	生物多様性の推進に関する普及活動		生物多様性に関する企画展、シンポジウム等 希少種等を扱った動物教室、希少種等の野外観察会等
	生物多様性の推進に関する人材育成		スタッフの養成カリキュラム、ボランティアの育成 飼育繁殖技術向上のための技術指導、情報交換
	連携		域外保全のためのシステムへの参画（例：植物多様性拠点園ネットワークへの参画） 国際連携・国際協力
レクリエーション	自然との触れ合いの場及び機会の提供等		
調査研究	生物多様性に関する研究		希少種等の飼育育成繁殖手法の研究 生態に関する研究 動物のエンリッチメントに関する研究（動物園、水族館） 植物分類学（植物園） 外来種の管理手法（防除等）の研究開発
	生息環境のモニタリング・調査		域内保全のための生息環境のモニタリング・調査

2 ヶ年にわたる調査検討と、検討会で出された意見を勘案し、動植物園における公的機能推進のための方策骨子として、以下のように「公的機能を推進する仕組みのイメージ」を示している。

### 公的機能を推進する仕組みのイメージ

目的：動植物園等において生物多様性保全に資する取組を推進すること

対象：活動内容・・・我が国の生物多様性保全の推進に資するもの

施設・・・施設規模・内容、専門家の有無、活動の安定性等の面で適切であること

推進方策： 行政の連携・支援が受けやすくなるよう、動物園等が行う生物多様性保全の活動に何らかの位置づけを与える

一定の水準を満たした取組を行っている動植物園等に対して以下の措置を行う

a 規制の運用等の円滑化

b 国による対象活動の評価、実績に応じた国による各種支援や民間との連携促進

評価：運用の見直し適用の場合、個々の規制の主旨、目的、制度に反しないよう選定  
その他の支援の場合、取組レベルに応じて段階的な評価基準を検討

第1段階：生物多様性保全に資する活動の計画策定、取組むことの宣言

第2段階：取組の実績



推進方策の仕組みのイメージ図

### 今後検討が必要な事項

- ・ 評価基準の具体的な検討
- ・ 推進方策の具体的な検討
- ・ 評価のプロセス
- ・ 活動が活発化するために必要な工夫、注意すべき事項

### 参考資料 3 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律における譲渡規制

#### (1) 現行法における譲渡規制

希少野生動植物種の個体等の譲渡し等（あげる、もらう、売る、買う、貸す、借りる）は種の保存法第 12 条によって原則として禁じられている。

ただし、次ページの図 2 に示す場合などには適用除外となる。

このうち、学術研究・繁殖などの目的で譲渡し等を行う場合は、環境大臣の許可又は届出が必要となり、目的・輸送方法・飼育栽培施設の概要・計画等を整理した申請書を地方環境事務所長宛に申請した上で、目的が学術研究・繁殖等となっていること、譲受人又は引取人が適当な飼育栽培施設を有し個体等を種の保存のため適切に取り扱うことができることを条件とし、許可を受けることができる。

#### 申請手続きの流れ

申請は譲渡し側と譲受け側の双方から申請書類を環境省野生生物課に提出する必要がある。申請書類については、環境省野生生物課で審査を行った上で、協議回答書又は許可証を郵送で送付する。処理期間は 1 ヶ月を標準としているが、実際には申請書の内容修正や資料の追加等により 1 ヶ月以上の時間を要する場合も多い。

なお、協議回答日又は許可日から 1 ヶ月間が、引き渡し等が可能な期間となる。

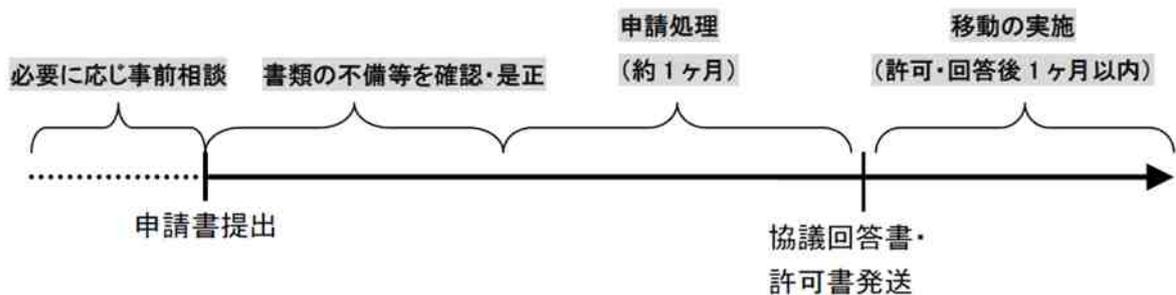


図 1 申請等の流れ

申請に必要な書類

申請を行う各施設の運営形態によって「協議書」と「許可申請書」の2種類がある。

国及び地方自治体（公立の動物園・水族館等） その他の公立施設 協議  
 民間（私立の動植物園・水族館等） 私企業、法人、個人 許可申請

譲渡し等の申請の必要書類

	譲渡し又は引渡し側		譲受け又は引取り側	
	協議	許可申請	協議	許可申請
申請書類	規定の書式 (表紙及び別紙)	規定の書式 (1枚)	規定の書式 (表紙及び別紙)	規定の書式 (1枚)
	【記載事項】 申請者(代表者)名 種名 性別 所在地 譲渡し等の目的 相手方 輸送方法(生体) 譲渡し等の予定時期 飼養にあたるもの(生体)			
添付書類	<b>移動個体の写真</b> (カラー。個体の特徴がわかるもの。) <b>移動個体の取得の経緯を明らかにする書類</b> ・繁殖証明書 ・過去の譲受け等許可書 ・輸入時の通関証明 等		<b>移動個体を飼養栽培する施設の図面及び写真</b> (生きている個体の場合のみ) <b>移動目的を明らかにする書類</b> ・繁殖計画書、種別調整者の確認書 等 ・学術研究目的等の場合はその詳細を記した書類 等	

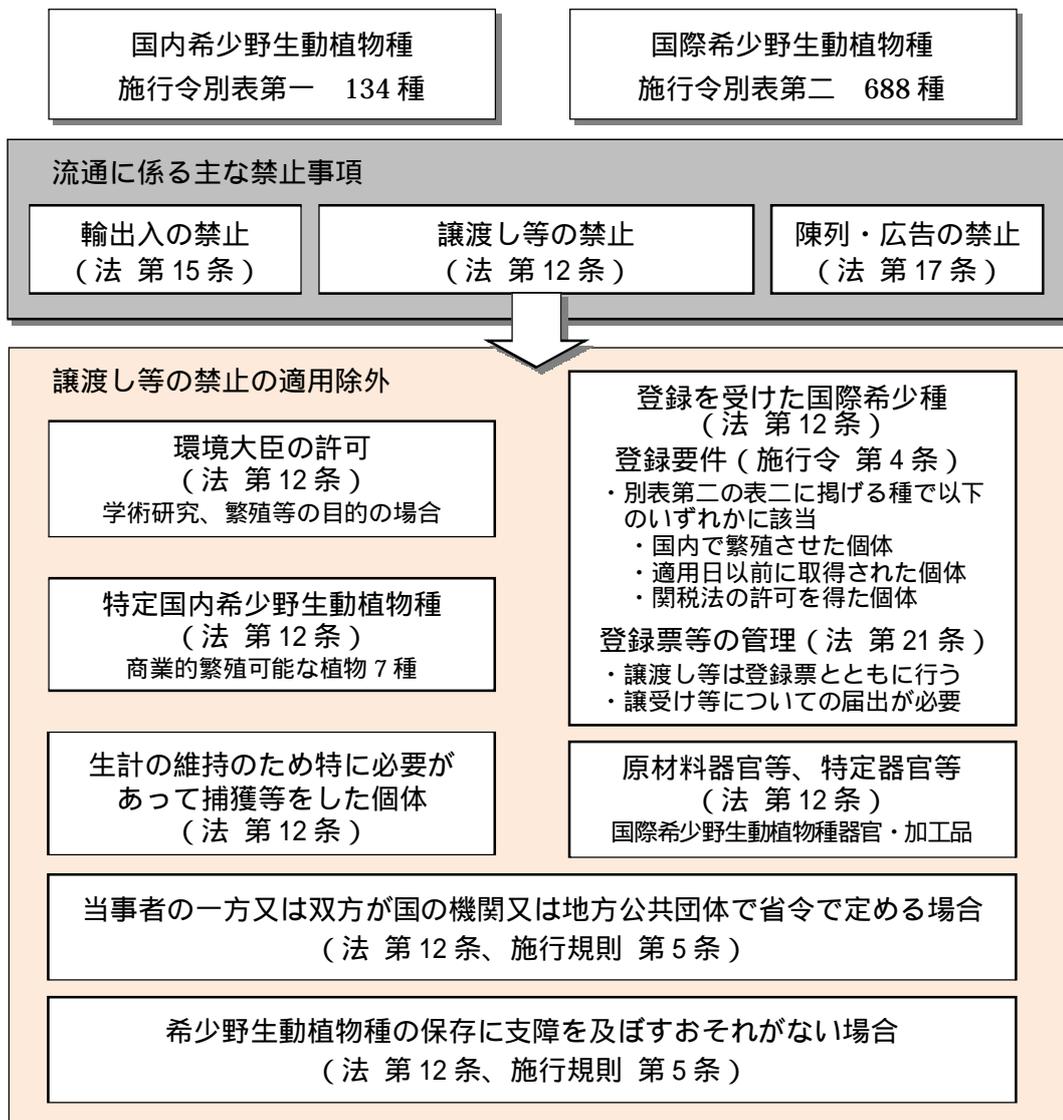


図2 種の保存法における譲渡規制と適用除外事項

- ・ 学術研究、繁殖等の目的であり**環境大臣の許可**を受けた場合（法 第 12 条）
  - ・ 教育の目的、希少野生動植物種の個体の生息状況又は生育状況の調査の目的その他希少野生動植物種の保存に資すると認められる目的であること（施行規則 第 6 条）
- ・ **特定国内希少野生動植物種の譲渡の場合**（法 第 12 条）
  - ・ 商業的繁殖が可能である等の一定の条件を満たすものとして指定された以下の植物  
アマミデンド、ホテイヤツモリ、レブンアツモリソウ、アツモリソウ、オキナワセッコク、ハナシノブ、キタダケソウ（施行令 別表第三）
- ・ 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として、**捕獲等をした個体等**（法 第 12 条）
- ・ **登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の場合**（法 第 12 条）
  - ・ 登録要件・・・種の保存法施行令「別表第二の表二」に掲げる種の個体で以下のいずれかに該当（施行令第 4 条）
    - 国内で繁殖させた個体等
    - 種毎に定める適用日以前に取得または輸入された個体等
    - 関税法による許可を受けて輸入された個体等で、以下のいずれかに該当
      - 商業的目的で繁殖された個体
      - ワシントン条約適用前に取得したことを輸出国政府が証明した個体
      - 別表第六（登録対象個体群）に定められた個体
  - ・ 登録を受けた個体等の譲渡し等を行うときは、その登録票とともにしなければならない（法 第 21 条）
- ・ 当事者の一方又は双方が**国の機関又は地方公共団体**で環境省令で定める場合（法 第 12 条、施行規則 第 5 条）
- ・ **希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合**（法 第 12 条、施行規則 第 5 条）
  1. 大学における教育又は学術研究のために譲渡し等をする場合（要届出等）
  2. 獣医師法第四章の規定による業務に伴って譲渡し等をする場合
  3. 重要文化財、重要有形民俗文化財、埋蔵文化財、史跡名勝天然記念物の保存のための行為に伴って譲渡し等をする場合（要届出等）
  4. 博物館法に規定する博物館又は博物館相当施設が、当該施設における繁殖又は展示のために譲渡し等をする場合（要届出等）
  5. 土地の譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取りに伴い当該土地に生育している個体の譲渡し等をする場合
  6. 非常災害のため必要な応急措置として譲渡し等をする場合（要届出等）
  7. ヒグマ、アジアクログマの個体であって、鳥獣保護管理法に基づき適法に捕獲された個体又は当該個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合
  8. 次に掲げる国際希少野生動植物種の適法捕獲個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合  
ホッキョククジラ、セミクジラ属全種、シロナガスクジラ、ザトウクジラ、コククジラ、コセミクジラ、スナメリ、ミナミツチクジラ、トックリクジラ属全種、うみがめ科全種、オサガメ
  9. 次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって繁殖させたものの譲渡し等をする場合  
チンチラ属全種、ニジキジ、サンケイ、カラヤマドリ、ミカドキジ、ダチョウリゅうぜつらん科、きょうちくとう科、サポテン科、そてつ科、とうだいぐさ科、フォウキエリア科、ゆり科、うつばかずら科、らん科、サラセニア科

## (2) 譲渡し等の実態

平成 24～26 年度の 3 年間のデータを見ると、譲渡し等の件数および主な対象種は下表のようになっている。

平成 24～26 年度における譲渡し等件数

	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度		3 ヶ年計	
	国内	国際	国内	国際	国内	国際	国内	国際
許可申請・協議	69	139	73	111	48	150	190	400
通知・届出	51	78	78	107	53	73	182	258
計	120	217	151	218	101	223	372	658

平成 24～26 年度の 3 年間ににおける譲渡し等の対象種上位 10 種

順位	国内希少種		国際希少種	
	件数	種名	件数	種名
1	42	コウノトリ	67	レッサーパンダ
2	35	トキ	42	フンボルトペンギン
3	33	オオタカ	37	トラ (各亜種含む)
4	23	イヌワシ	33	ワオキツネザル (きつねざる科)
5	23	タンチョウ	22	オオサンショウウオ (オオサンショウウオ属)
6	16	クマタカ	21	チーター
7	16	アユモドキ	20	チンパンジー
8	15	ハヤブサ	15	エリマキキツネザル
9	13	ツシマヤマネコ	14	タイマイ (うみがめ科)
10	12	エトピリカ	13	マンドリル

譲渡し等の目的と内容は、下のグラフに示すようになっている。

通知・届出で把握できる譲渡し等は、大学や博物館等が展示、研究・教育を目的に行う標本・器官等の譲渡し等が大部分を占めている。

一方、許可・協議で把握できる譲渡し等は、動物園等が繁殖目的で譲渡し等を行うものが約 3 分の 2 を占めており、生体のやりとりが多くなっている。

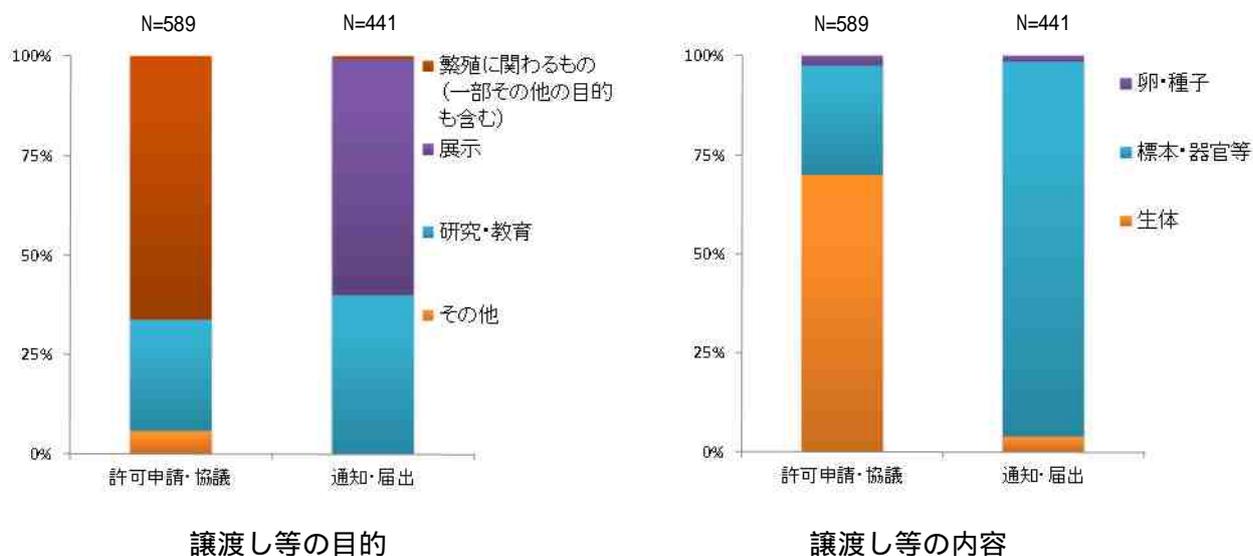


図 3 譲渡しの内訳

## 参考資料 4 表彰制度の概要

「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰では、環境保全に貢献する優れた取組を行った個人や団体などに対して、自然環境功労者環境大臣表彰を環境大臣名で行っている。また、愛鳥週間野生生物保護功労者表彰では、野生生物の保護保全に関する功労者への表彰を環境大臣、自然環境局長名で行っている。このほか環境省が事務局を務める国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）についても、生物多様性アクション大賞として生物多様性に関係が深い活動に対して表彰を行っている。

表彰制度一覧

表彰制度	内容	対象等
「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰	環境省では、自然環境の保全に関し顕著な功績があった者（又は団体）を表彰し、これを讃えるとともに、自然環境の保全について国民の認識を深めることを目的に、平成 11 年度から『「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰』を行っている。	保全活動部門、いきもの環境づくり・みどり部門、自然ふれあい部門、調査・学術研究部門、国際貢献部門の5つの部門がある。
愛鳥週間野生生物保護功労者表彰 環境大臣賞 環境省自然環境局長賞・感謝状	環境省及び公益財団法人日本鳥類保護連盟が、野生生物保護に関して特に顕著な功績のあった者（団体を含む）に対し、その功績をたたえるために表彰を行っている。	野生生物保護思想の普及啓発や、野生生物保護のための環境の保全・管理、野生生物保護のための生態調査・研究などの実践活動に顕著な功績のあった個人や団体。
生物多様性アクション大賞（「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J））	生物多様性の主流化に貢献するため、暮らしの中で生物多様性を考える「5つのアクション」に取り組む団体・個人の表彰を行っている。	たべよう部門、ふれよう部門、つたえよう部門、まもろう部門、えらぼう部門の5つの部門がある。

「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰（環境省）

環境省では、自然環境の保全に関し顕著な功績があった者（又は団体）を表彰し、これを讃えるとともに、自然環境の保全について国民の認識を深めることを目的に、平成11年度から『「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰』を行っている。

対象分野は以下の5分野となっている。

保全活動部門

貴重な自然や身近な自然などの保全のため特色ある活動を推進した者等

いきもの環境づくり・みどり部門

地域における野鳥や小動物の生息環境の創出、あるいは日々の暮らしの中でのみどりの普及等を推進した者等（事業者、学校等を含む）

自然ふれあい部門

自然とのふれあいに関する各種活動や行事を推進した者等

調査・学術研究部門

自然環境の保全・創造や自然とのふれあいに関する調査、研究で顕著な功績がある者等

国際貢献部門

自然環境の保全・創造や自然とのふれあいに関する国際協力を推進した者等

なお、近年の受賞者数は下表のようになっている。

近年の部門別受賞者数

	H27	H26	H25	H24	H23	H22	H21
保全活動部門	19件	22件	16件	14件	14件	15件	18件
いきもの環境づくり・みどり部門	6件	3件	8件	6件	4件	7件	10件
自然ふれあい部門	6件	7件	6件	8件	10件	7件	9件
調査・学術研究部門	3件	5件	8件	7件	5件	4件	4件
国際貢献部門	1件	0件	1件	0件	2件	1件	1件

愛鳥週間野生生物保護功労者表彰（環境省、(公財)日本鳥類保護連盟）

野生生物保護思想の普及・啓発・宣伝、野生生物保護のための環境の保全管理、野生生物保護のための生態調査研究など野生生物保護の活動を実践された方で、多年にわたり野生生物の保護のための活動を積み重ね、顕著な功績のあった者を表彰するもの。

以下の賞がある。

公益財団法人日本鳥類保護連盟 総裁賞

環境大臣賞

文部科学大臣奨励賞

林野庁長官感謝状

公益財団法人日本鳥類保護連盟会長賞

環境省自然環境局長賞

以下は近年の動物園の受賞履歴

平成 26 年度 野生生物保護功労者表彰 環境省自然環境局長賞

横浜市 金沢動物園	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 1982 年の開園と同時に県内の傷病鳥獣の保護受入を行い、毎年約 400 件の傷病鳥獣を受け入れている。(神奈川県全体の約 20%を占める)</li><li>2. 治療やりハビリにより回復した鳥獣を野生に戻し生物多様性保全に向けた地道な取組の一翼を担っている。</li><li>3. 動物園来園者を対象とし、上記活動の場の見学会や園内ガイドを行い、普及啓発に努めている。</li></ol>
--------------	--

平成 27 年度 野生生物保護功労者表彰 環境省自然環境局長賞

仙台市 八木山動物園	<ol style="list-style-type: none"><li>1. 昭和 57 年、日本で初めてハワイガンの繁殖を、平成元年にはニホンイヌワシ、ノスリの繁殖にも成功した。</li><li>2. 日本雁を保護する会と協働して、シジュウカラガンの羽数回復のための計画策定と実践を行った。また、平成 7 年～22 年に千島列島エカルマ島において当動物園で繁殖した個体を 13 回、551 羽を放鳥するなど尽力した。</li></ol>
---------------	---

生物多様性アクション大賞（「国連生物多様性の10年日本委員会」（UNDB-J））

「国連生物多様性の10年日本委員会」が推進している「MY 行動宣言 5つのアクション」を参考に、5つのアクションに即した活動を表彰する「生物多様性アクション大賞」を2013年にスタートさせている。

この賞は、活動規模の大小を問わず、全国各地で行われている5つのアクションに貢献する団体・個人の取組みを表彰し、積極的な広報を行うことにより、生物多様性の主流化を目指すものである。

たべよう部門

環境負荷が少なく、その地域、季節の生きものたちの恵みでもある、地元でとれた食材や、旬の食材を使って地域の食文化を掘り起こす活動

ふれよう部門

山、海、川、動・植物園などでの自然体験を通じて、自然の中で遊ぶことの楽しさや、地域の特色、生きものの生態や面白さを実感してもらう活動

つたえよう部門

生きものたちのさまざまな色や形、行動を観察し、自然の素晴らしさや季節の移ろいを、写真や絵、文章などで記録・表現し、伝える活動

まもろう部門

豊かな生態系を未来に残すため、森・里・川・海などを舞台に、自然や生きものの調査・保全・再生や、地域文化の保存などを行っている活動

えらぼう部門

生物多様性のことをきちんと考えて生産・販売された商品やサービスを、その内容を開示し、消費者に提供する活動。または促進する活動

各部門から選ばれる優秀賞（各1組、活動支援金5万円）、大賞（優秀賞から1組、活動支援金30万円）のほか、復興支援賞（被災地での復興支援活動、活動支援金20万円）、GreenWave賞（植樹、森林の手入れなど自然と触れ合いつながりを学びあう活動）、セブンイレブン記念財団賞（地域社会との協働や活性化につながる活動）が表彰される。

2015年度は、135件の応募活動の中から、井の頭自然文化園の「いきもの広場で遊ぼう」がふれよう部門の優秀賞に選ばれたほか、まもろう部門に応募した足立区生物園の「ツシマウラボシシジミ生息域外保全」が入賞している。

いきもの広場で遊ぼう

井の頭自然文化園

園内の一部（1,300㎡）を、身近な自然で遊びながら、生きものを探し捕まえる体験をしてもらう場として整備・活用している。生息する生きものは自然に集まってくる生きものであり、生きものを見せるのではなく、見つけてもらうことを目的としている。



ツシマウラボシシジミ生息域外保全

足立区生物園

環境省と日動水の協定に基づき、ツシマウラボシシジミの生息域外保全の活動を行っている。累代飼育技術を確立させ、生息地で野生絶滅が起きた場合に備えるとともに、環境回復地点への野生復帰用集団の確保を目的とした生息域外保全に取り組んでいる。



## 参考資料 5 認定基準の参考例

### (1) (公社)日本動物園水族館協会の新入会員の入会審査

日動水では、入会を申し込んだ園館に対し、選考委員会（ブロック代表理事を含めた3名以上）が資格審査基準により現地を調査、採点して合否を決定している。

資格審査の項目は以下の8項目であり、5段階評価で平均点3点以上が合格となる。

1. 設立の意図及び運営方針が審査基準に合致していること
2. 健全なレクリエーション施設であること
3. 教育的活動が行われていること
4. 動物の飼育は展示動物等の飼育保管に関する基準に合致していること
5. 野生生物の保護に協力していること
6. 研究活動が行われていること
7. 報告、会合の義務負担ができること
8. 規模の内容が活動に支障がないこと

各審査項目のより具体的な審査基準は以下のように示されている。

#### 資格審査の統一基準

1. 設立の意図および運営方針について
  - (1) 社会教育を目指していること。
  - (2) 恒久施設として建設されていること。
  - (3) 運営は営利本意でなく、社会教育施設にふさわしい節度があること。
2. 健全なレクリエーション施設について
  - (1) 快適なレクリエーションの場になるよう心がけている。
  - (2) 職員は待遇について、適切な教養を身につけている。
  - (3) 観覧場、通路、順路は、整備されている。
  - (4) 休憩所、広場、便所、水呑場は、整備されている。
  - (5) 案内所、救護室は、整備されている。
  - (6) 軽飲食店、売店は、整備されている。
3. 教育的活動について
  - (1) 動物の展示方法は教育的配慮による一定の方針をもち、それを目指し常に整備されている。
  - (2) 展示動物には、ラベル等の解説がほどこされている。
  - (3) 園内の指導標や解説案内などが整備されている。
  - (4) 案内図、解説書等印刷物が用意されている。
  - (5) 資料展示室が整備されている。
  - (6) 講堂、集会場が整備されている。
  - (7) 学芸員又は学芸員に相当する職員がいる。

- 4．動物の飼育は展示動物等の飼養保管に関する基準に合致していることについて
  - (1) 動物飼養者は協会飼育技師資格認定者と同等以上の経験技術を有している。
  - (2) 動物舎は動物が安全かつ健康に生育できる環境を備えている。
  - (3) 展示動物については、飼育者が日常安全かつ便利に飼育管理ができるようになっている。
  - (4) 利用者が安全に観覧できるよう配慮されている。
  - (5) 危険防止上の施設の構造がよい。
  - (6) 脱出時の対策をたて脱出事放防止につとめている。
  - (7) 非常災害時における対策が整備されている。
  - (8) 動物診療施設、検疫施設が整備されている。
  - (9) 哺育、ふ化、育すう施設が整備されている。
  - (10) 飼料調理室、同倉庫が整備されている。
  - (11) 汚物、汚水、騒音、臭気等の処理で、自ら公害発生源にならないよう、生活環境の保全につとめている。
- 5．野生動物の保護について
  - (1) 自然保護に関する各種法律、法規、申し合わせ事項、国際的アppeール等が守られている。
  - (2) 要保護動物を収容した場合は、飼育に万全を期し、その繁殖に努力している。
  - (3) 地域社会内における自然保護問題について協力している。
  - (4) 自然保護に関連のある各種団体と、たえず密接な連携を得るよう努力がなされている。
- 6．研究活動について
  - (1) 動物の飼育、展示法などについて、専門的技術的な調査研究がなされている。
  - (2) 図書、研究資料類が充実している。
  - (3) 専門職員の資質向上がたえずはかられている。
  - (4) このための時間的、経済的考慮がなされている。
  - (5) 展示動物の台帳、カードが整理保存されている。
  - (6) 飼育管理日誌がつけられている。
  - (7) 研究室、図書室が整備されている。
- 7．報告等義務の負担について
  - (1) 月報、年報、その他の調査について、遅滞なく資料の提出ができること。
  - (2) 園館長協議会、研究会、講習会等、協会が行う会合に、担当者を参加させることができること。
  - (3) ブロック内各種会合の会場担当ができること。
- 8．規模について
  - (1) 概ね動物園、水族館活動に支障がないと認められる内容を備えていること。

## (2) (公社)日本植物園協会の新入会員の入会基準

日植協では、入会を希望する園に対し、所定の入会申込書に施設概要、定款、会社案内等の資料を添えて提出することとしている。

施設概要等は入会を希望する施設・団体・法人の内容がわかるものとして以下の資料を例示している。

- ・ 植物園の所在地、平面図
- ・ 園地、温室等の施設概要
- ・ 所有の植物種、本数（植物リスト）
- ・ 管理運営組織（概略）

なお、植物園の健全な発達をはかり、その水準の向上に資することを目的に、日植協の正会員たる植物園の設置及び運営に関する基準として、規模、資料、職員、教育活動、管理について以下のように定めている。

### 植物園の設置及び運営に関する基準（指針）

#### （目的）

- 1 公益社団法人日本植物園協会の正会員たる植物園の設置及び運営に関する基準を定め、植物園の健全な発達をはかり、その水準の向上に資することを目的とする。

#### （定義）

- 2 「植物園」とは、国及び地方公共団体若しくは法人、個人の設置する植物園、又はこれと同等と認められる施設をいい、その設置の目的によって「総合植物園」「専門植物園」とする。「総合植物園」とは、観賞を通じて植物に関する知識をたかめ、自然に親しむ心を養うために、主として多数の植物を収集、育成、保存し、あわせて学術研究等に資する植物園をいう。「専門植物園」とは、特定の目的のために、主として特定の植物を収集、育成、保存して展示する植物園、もしくはこれに類する施設をいう。

#### （設置の基準）

- 3 植物園を設置しようとするときは自然環境、文化的環境、交通事情などを考慮してその位置を定め、植物園施設の配置、外観等は努めて自然との調和を保ち、すぐれた自然景観を生かすように計画しなければならない。
- 4 植物園の敷地面積は総合植物園にあつては20ヘクタール以上、専門植物園にあつては0.3ヘクタール以上を標準とする。
- 5 一つの植物園に植物園施設として設けられる建築物の建築面積の総計は、総合植物園にあつては当該植物園面積の100分の7以内を標準とする。

#### （資料）

- 6 植物園が展示する植物の数は総合植物園にあつては1,500種以上、専門植物園にあつては500種以上とする。
- 7 植物はすべて生きたまま展示するのを原則とする。ただし、保存、研究、又は屋内展示のためのものはこの限りではない。

8 植物園は植物に関する図書、文献資料及び調査研究資料を収集整理し、特に展示する植物については、目録、解説書等を作成し、必要に応じて閲覧に供することがのぞましい。

(職員)

9 植物園には所要の事務系、技術系職員を置き、園長は植物園に関し、豊かな知識と経験を有する者とする。

(教育活動)

10 植物には原則として植物名・科名等所要の解説を記したラベルをつけ、生態展示、分類展示・課題展示など、目的にそった、わかりやすい展示方法を採用して、観覧者の知識をたかめるように努めなければならない。

11 植物園は常設展示のほか・季節に応じて臨時に収集した植物の特別展示を行い、観覧者の植物に対する理解を深めるように努めることがのぞましい。

12 植物園はその所在地付近の植物に常に深い関心を持ち資料を整備すると共に、努めて新しい植物を収集し、その保存、増殖をはかって植物園間の相互努力、及び植物交換等を行うものとする。

13 植物園は学校その他の社会教育施設、関係諸団体等と密接に提携し、友の会を組織する等自然愛護、園芸愛好、植物に対する関心をたかめるための各種の普及活動を活発に行うことがのぞましい。

(管理)

14 植物園は公開を原則とする。ただし、管理上支障がある場合又は保存上必要がある場合に限り、当該植物園の一部の区域又は施設を非公開にすることができる。

15 植物園の開園日数は、特別の事情がない限り年間を通じて250日以上とする。

16 植物園は展示植物や自然景観の保護上支障があると予想される場合は、当該植物園内における同時在園者の数を制限する措置をとることができる。

17 植物園は展示植物を販売してはならない。入園者の利便のために植物等の頒布を目的とする売店を設ける場合においては、売場又は出入り口は、植物園の主な植物展示の場所と区別しなければならない。

### (3) 種の保存法に基づく保護増殖事業の確認・認定

種の保存法に基づく保護増殖事業について、地方公共団体及び民間団体は、環境大臣の確認・認定を受けて事業を実施することができる。

確認・認定を受けようとするときは、事業計画書を添付して申請する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則

(保護増殖事業の認定の申請)

第三十三条 国及び地方公共団体以外の者は、法第四十六条第三項の認定を受けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び主たる事業）
- 二 保護増殖事業を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、保護増殖事業の事業計画書及び次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者の略歴を記載した書類（法人にあっては、現に行っている業務の概要を記載した書類）
- 二 法人にあっては、定款又は寄附行為、登記事項証明書並びにその役員の氏名及び略歴を記載した書類

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

4 環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする

事業計画書への記載事項は以下の項目となっている。

事業の目標

事業の内容

過去3年間の事業実績（収支決算書、事業報告書）

事業に関する費用の総額・内訳・調達方法

事業の実施期間及び工程

生息地等で事業を実施する場合

事業実施区域の状況等（図面、地権者の同意書）

飼育繁殖をしようとする場合

飼育繁殖施設の所在地・規模・構造（図面、写真）

取扱者（経歴） など

上位計画の有無

関連法令の有無

## 種の保存に関する認定動植物園制度（仮称）について（案）

### 1. 目的

- 種の保存に関する動植物園等の公的機能を明確化するとともに、社会的な認知度を向上させることにより、動植物園等が実施する生物多様性保全の取組みをより一層促進させる。
- 絶滅危惧種の生息域外保全等を効果的に実施しており、適切な施設等を有している動植物園等については、種の保存法上の手続きを簡素化することにより、より一層その取組を推進する。

### 2. 制度の概要

- 認定を受けようとする動植物園等は、対象となる希少野生動植物種の飼養栽培計画（仮称）（5年間程度の期間を想定）等を作成し、環境大臣は、認定基準に基づき、これを「認定動植物園等（仮称）」に認定する。
- 認定動植物園等（仮称）が、飼養栽培計画（仮称）に記載のある国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種の譲渡し等を実施する場合、種の保存法上の規制は適用除外とする。
- 認定動植物園等（仮称）は、認定基準を維持しなければならない。更新を受けなかった場合等は、認定が失効する。また、認定動植物園等（仮称）に対しては、譲渡し等の結果について、定期的な報告を求める。

### 3. 申請内容と認定基準（案）

申請内容	認定基準（案）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養栽培を行う希少野生動植物種の一覧</li> <li>・ 当該希少野生動植物種の飼養栽培に係る計画</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画の目的が学術研究、繁殖、教育等であること</li> <li>・ 商業的な譲渡は行わないこと</li> <li>・ 当該希少種を種の保存のため適切に取り扱うことができると認められること（計画の妥当性、飼養栽培の連携体制等）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該希少野生動植物種を飼養栽培するための施設（図、写真等）</li> <li>・ 希少野生動植物種等の飼養栽培の実績</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設として、過去に希少種等を飼養栽培した経験があること（類似種、近縁種等の実績があれば可）</li> <li>・ 当該希少種等の飼養栽培等に必要な機能を備えた施設を有していること（当該種を安定して飼養栽培できる環境、脱走・逸出防止及び脱走・逸出時の対策、花粉等の拡散による交雑防止、診療・検疫施設、哺育・孵化・育すう施設等）</li> <li>・ 施設として、適当な学歴と実務経験を有する者を3名程度有していること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該希少野生動植物種に関する飼養栽培担当者の実績（過去3～5年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 担当者は、過去に希少種等を飼養栽培した経験を有していること（類似種、近縁種等の実績があれば可）</li> <li>・ 担当者は、適当な学歴と実務経験を有する者、若しくは通算して5年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有すること</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 申請者の略歴（業務概要）</li> <li>・ 法人の定款又は寄附行為、登記事項証明書</li> <li>・ 経営に要する経費の収支並びに支出の総額、内訳等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 飼養栽培等を実施するために必要な資産、経営的基礎を有していること</li> <li>・ 違法に入手した個体を受け入れないこと</li> <li>・ 種の保存法に違反して刑に処されていないこと</li> </ul>

学校教育法に基づき大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの